

ハワイ諸島産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則

植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）別表 2 の付表 3 6 のハワイ諸島産ケイト種及びヘイデン種のマンゴウ生果実に係る植物検疫の実施については、平成 12 年 5 月 17 日農林水産省告示第 713 号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

1 消毒施設

告示 4 の生産地における消毒の蒸熱処理施設は、次の条件を満足しているものとする。

- (1) 自記記録式の温湿度計が設備されていること。
- (2) 自記記録式温湿度計の温度の測定装置は、積み上げた生果実の上部、中部及び下部の果実の中心温度（ただし、蒸熱処理施設が差圧式で、かつ、同一処理施設内に複数の差圧ユニットを有する場合は、それぞれのユニットの生果実の中心温度。以下同じ。）並びに蒸熱処理施設内の 1 か所以上の空間温度を測定できるものであること。
- (3) 自記記録式温湿度計の湿度の測定装置は、蒸熱処理施設内の空間湿度を測定できるものであること。

2 こん包及びこん包場所

(1) こん包

告示 6 の（1）のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの条件を満足しているものとする。

ア 生果実をこん包に収納する前に包装材料（通気孔に孔を設けている場合は孔の直径が 1.6 ミリメートル以下のものに限る。）で包み込んでいること。

イ 通気孔に網（孔の直径が 1.6 ミリメートル以下のものに限る。）が張られていること。

ウ こん包又は束ねたこん包全体が網（孔の直径が 1.6 ミリメートル以下のものに限る。）で覆われていること。

(2) こん包場所

告示 6 の（2）のこん包場所は、次の条件を満足しているものとする。

ア 消毒施設に接続して設置されており、窓等の開口部にはすべて網（孔の直径が 1.6 ミリメートル以下のものに限る。）が張られている等、チチュウカイミバエ、ミカンコミバエ種群及びウリミバエ（以下「ミバエ類」という。）の侵入を防止するための設備があること。

イ 消毒済みマンゴウ生果実の専用こん包場所であること。

ウ 3 か月に 1 回以上、内部が殺虫剤で消毒されていること。

3 保管場所及び保管期間

- (1) 告示7の保管場所は、ホノルル国際空港内の施設であって、アメリカ合衆国植物防疫機関の指定する次のいずれかの施設とする。
 - ア 低温施設を具備した消毒済みマンゴウ専用保管施設
 - イ 旅客待合広間に設置されていて、消毒済みマンゴウを陳列し、販売する小売店
- (2) (1)の保管場所における保管期間は、消毒の日から8日以内とするものとする。
- (3) (2)の保管期間を超えたマンゴウ生果実については、当該こん包の表面に貼付されている植物検疫証票を抹消されるものとする。

4 消毒施設、こん包場所及び保管場所の調査

- (1) 消毒施設、こん包場所及び保管場所の調査は、原則としてアメリカ合衆国植物防疫機関の行うこれらの施設及び場所の指定のための調査と共同して行うものとする。
- (2) (1)の調査は、原則として3か月に1回以上行うものとする。

5 検査及び消毒の確認

告示5の検査及び消毒の確認は、次により行うものとする。

(1) 消毒実施の確認

蒸熱処理施設内に積み上げられた生果実の上部、中部及び下部の生果実の中心が飽和水蒸気により47.2度に達したこと、生果実の中心温度の測定点が正確であったこと等を確認すること。

(2) 輸出検査の確認

- ア 生果実のこん数の5パーセント以上について行い、検疫有害動植物の無いことを確認すること。
- イ 上記アの検査の結果、ミバエ類が発見されたときは、ミバエ類が付着した原因についてアメリカ合衆国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒確認を行わないこと。

(3) 検疫証明書

- ア 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたことを確認したとき、及び(2)の輸出検査の確認により検疫有害動植物が認められないことを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を記入し、押印するものとする。
- イ アの確認を行った生果実が航空携行手荷物として輸送される場合には、植物検疫証明書又は次の様式による植物検疫証票を各こん包の表面に貼付させるものとする。

PHYTOSANITARY CERTIFICATE LABEL FOR HAWAIIAN MANGO	
Master Certificate No.	_____
Package No.	_____
Date of Disinfestation:	_____
Certified by	_____
	(USDA Inspector)
Certified by	_____
	(Japanese Inspector)

又は

<i>PHYTOSANITARY CERTIFICATE LABEL FOR HAWAIIAN MANGO</i>	
Master Certificate No.	
Package No.	
Date of Disinfestation:	
Certified by	

	USDA Inspector

	Japanese Inspector

ウ イの場合において、植物検疫証票を貼付する場合には、アによる植物検疫証明書をあらかじめ植物防疫所に送付させるものとする。

(4) 確認業務

(1) 及び (2) の確認業務は、原則としてアメリカ合衆国植物防疫機関により行われる検査及び消毒の確認と共同して行うものとする。

6 航空携行手荷物の保管状況の確認

(1) 植物防疫官は、航空携行手荷物の保管状況について、アメリカ合衆国植物防疫機関と共同して次の事項につき確認するものとする。

- ア 保管数量と輸出数量
- イ 保管期間
- ウ 植物検疫証票の抹消状況
- エ 低温施設の稼働状況

(2) 植物防疫官は、上記の保管状況の確認を円滑に行うため、必要と認めるときは、保管場所を管理する責任者に対し、必要事項を記録させることができ

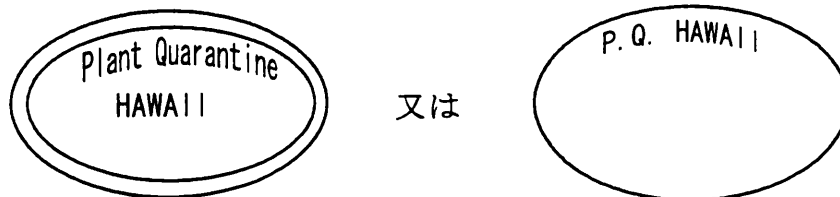
るものとする。

- (3) (1) の確認は、4 か月に 1 回以上実施するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、随時に確認することができるものとする。

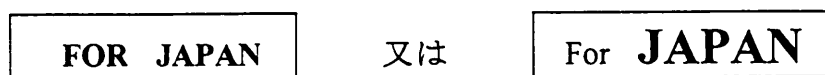
7 表示

- (1) 告示 9 の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、輸出植物検疫終了の表示は生果実の表面に、また、仕向地の表示はこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

ア 輸出植物検疫終了の表示



イ 仕向地の表示



- (2) 航空携行手荷物のかん包の表面には、次の内容を含む和文及び英文の注意書きを表示させるものとする。

ア 当該マンゴウ生果実は、日本の飛行場に到着後直ちに植物検疫を受けなければならないこと。

イ その検査前に封印を破ると当該マンゴウ生果実は、輸入禁止となること。

8 輸入検査

- (1) 貨物として輸入される場合、輸入検査は、輸入港において当該生果実と添付されている植物検疫証明書を確認して行うものとする。
- (2) 航空携行手荷物として輸入される場合、輸入検査は、輸入飛行場において当該生果実と貼付されている植物検疫証明書又は植物検疫証票を確認して行うものとする。
- (3) 航空携行手荷物として輸入された場合において、(2) の確認を行ったときは、当該こん包の植物検疫証明書又は植物検疫証票を抹消するものとする。
- (4) 植物検疫証明書又は植物検疫証票が添付されていない場合、告示 6 の(3) の封印がこん包になされていない場合、告示 5 の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示 9 の表示がなされていない場合若しくはこん包が破損又は開扉されている場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。
- (5) 上記以外の輸入検査の手続及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程（昭和 25 年 7 月 8 日農林省告示第 206 号）によるものとする。

(6) ミバエ類が発見された場合は、次により措置するものとする。

ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ アのミバエ類が付着した原因についてアメリカ合衆国植物検疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。